

平成24年8月24日

第2414号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（450・長寿社会課）…………… 1
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（451・長寿社会課）…………… 1
- 種畜証明書の書換交付の通報（452・畜産振興課）…………… 2
- 種畜証明書の返納の通報（453・畜産振興課）…………… 2
- 公共測量実施の通知（454・建設政策課）…………… 2
- 公共測量終了の通知（455・建設政策課）…………… 3
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（456～459・都市計画課）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）2件…………… 4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 6
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 6
- 土地改良区の役員の就任の届出（仙北地域振興局農林部）2件…………… 6
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 6
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（雄勝地域振興局農林部）…………… 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）3件…………… 8
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部会計課）…………… 9

告 示

秋田県告示第450号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(訪問介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570520270	アースサポート由利本荘	由利本荘市八幡下75番地5	アースサポート株式会社	平成24年8月1日

(特定施設入居者生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570721225	さらさ湯沢	湯沢市田町二丁目161番1、161番3	株式会社JAWA	平成24年8月1日

秋田県告示第451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防訪問介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570520270	アースサポート由利本荘	由利本荘市八幡下75番地5	アースサポート株式会社	平成24年8月1日

(介護予防特定施設入居者生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570721225	さらさ湯沢	湯沢市田町二丁目161番1、161番3	株式会社JAWA	平成24年8月1日

秋田県告示第452号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	等級	飼養者の住所氏名
			産 地		
10842503158	花 福 (全和10子秋黒 0842503158)	肉用牛 黒毛和種	H22.6.28	1 級	秋田県大館市根下戸新町7番22号 あきた北農業協同組合
			秋田県秋田市		

秋田県告示第453号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の返納があった旨農林水産大臣から通報があったので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	等級	飼養者の住所氏名
			産 地		
11207628752	栃 照 (全和黒14031)	肉用牛 黒毛和種	H16.5.29	1 級	秋田県大館市根下戸新町7番22号 あきた北農業協同組合
			秋田県由利本荘市		
31205010002	ゼンノーデ 01 10-3864 (日豚D種42388)	豚 デュロック種	H22.1.28	2 級	秋田県由利本荘市中俣餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘SPF豚センター
			岩手県岩手郡雫石町		

秋田県告示第454号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり由利本荘市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量(街区出来形確認測量)
- 2 作業を行う地域
由利本荘市大町外地内
- 3 作業を行う期間

平成24年8月27日から同年11月20日まで

秋田県告示第455号

平成24年秋田県告示第364号の公共測量について、平成24年7月31日終了した旨由利本荘市長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の名称
鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画の区域
- 4 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課
 - (2) 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局建設部用地課
 - (3) 北秋田市米内沢字七曲23番地 北秋田市建設部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年8月24日（金）から同年9月7日（金）まで

秋田県告示第457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の名称
本荘都市計画及び矢島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
本荘都市計画及び矢島都市計画の区域
- 4 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課
 - (2) 由利本荘市水林366番地 由利地域振興局建設部用地課
 - (3) 由利本荘市美倉町27番地2 由利本荘市建設部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年8月24日（金）から同年9月7日（金）まで

秋田県告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の名称

角館都市計画及び田沢湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

3 都市計画を変更する土地の区域

角館都市計画及び田沢湖都市計画の区域

4 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課
- (2) 大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局建設部用地課
- (3) 仙北市西木町上荒井字古堀田47番地 仙北市建設部都市整備課

5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年8月24日(金)から同年9月7日(金)まで

秋田県告示第459号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の案の名称

五城目都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

3 都市計画を変更する土地の区域

五城目都市計画の区域

4 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課
- (2) 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課
- (3) 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1 五城目町建設課

5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年8月24日(金)から同年9月7日(金)まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請のあった年月日

平成24年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ファミーユ

3 代表者の氏名

菊 江 清 子

4 主たる事務所の所在地

湯沢市愛宕町三丁目2番30号

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

事業

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請のあった年月日

平成24年7月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あきたシニアクラブ

3 代表者の氏名

高 杉 静 子

4 主たる事務所の所在地

秋田市千秋城下町5番15号

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県内のシニア世代に対して、生涯現役生活の実現を目指すための様々な情報収集と発信を行い、企業や行政など社会全体に呼びかけ、広く市民の生きがいづくりと自己実現に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 入会金及び会費
- (2) 会員の資格の喪失
- (3) 任期等
- (4) 総会の権能
- (5) 理事会の招集
- (6) 理事会の表決権等
- (7) 定款の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、田代町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同法第18条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大館市山田字茂屋上悪戸35番地1

- 〃 岩瀬字玉石6番地
- 〃 早口字坂地122番地2
- 〃 〃 字上屋敷140番地
- 〃 〃 字中仕田14番地
- 〃 川口字長里123番地
- 〃 山田字向館54番地
- 〃 岩瀬字上岩瀬32番地
- 〃 山田字向館53番地
- 〃 長坂字中岱98番地4
- 〃 岩瀬字赤川26番地1
- 〃 早口字稲荷後岱53番地
- 〃 長坂字屋敷67番地
- 〃 山田字新明岱184番地

齊 藤 一
武 田 孝 司
高 橋 正 光
佐 藤 務
小 林 平 満
佐 藤 静 夫
浅 利 二 雄
古 家 純 悦
浅 利 重 博
小笠原 英 一
北 林 久 純
花 田 昭 治
小笠原 與志夫
幸 坂 良 子

2 就任理事の住所及び氏名

大館市山田字茂屋上悪戸35番地1

- 〃 岩瀬字玉石6番地
- 〃 長坂字中岱98番地4
- 〃 山田字新明岱157番地4
- 〃 早口字上野17番地
- 〃 〃 字稲荷後岱53番地
- 〃 岩瀬字上岩瀬32番地
- 〃 早口字上屋敷140番地
- 〃 山田字向館53番地
- 〃 長坂字屋敷67番地
- 〃 早口字中仕田14番地
- 〃 岩瀬字代野108番地
- 〃 山田字向館54番地
- 〃 川口字長里123番地

齊 藤 一
武 田 孝 司
小笠原 英 一
藤 島 光 雄
佐 藤 光 明
花 田 昭 治
古 家 純 悦
佐 藤 務
浅 利 重 博
小笠原 與志夫
小 林 平 満
佐 藤 新 正
浅 利 二 雄
佐 藤 静 夫

- 3 退任監事の住所及び氏名
大館市岩瀬字赤川69番地 北 林 正 作
〃 山田字向館37番地 幸 坂 貞 治
〃 早口字出口114番地 佐 藤 忠 勇
- 4 就任監事の住所及び氏名
大館市山田字向館37番地 幸 坂 貞 治
〃 岩瀬字赤川26番地 1 北 林 久 純
〃 長坂字坂地 6 番地 佐 藤 稔

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八郎潟西部干拓地区土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年8月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市清水北部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
大仙市清水字上黒土291番地 大 島 清三郎
- 2 就任理事の住所及び氏名
大仙市清水字上黒土322番地 長 沢 久 勝

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名
大仙市大曲字荒町70番地 高 橋 正 作

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市大曲土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任監事の住所及び氏名
大仙市蛭川字上屋敷28番地 今 野 克 朗

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
横手市大森町字大森184番地 柴 田 康二郎
〃 十文字町鼎字上野村 8 番地 小 国 昌 康
〃 平鹿町浅舞字新平川142番地 菅 原 孝
〃 〃 字覚町後94番地 長谷川 正 清
〃 平鹿町下吉田字高口61番地 武 田 一 美
〃 十文字町植田字植田34番地 高 橋 良 一
〃 大雄字八柏97番地 佐 井 祐 助
〃 〃 字東四津屋271番地 奥 山 豊
〃 平鹿町醍醐字関合67番地 山 田 昇
〃 雄物川町東里字水尻39番地 高 橋 茂
〃 雄物川町会塚字大塚109番地 佐 藤 賢 一

湯沢市成沢字堤端165番地	佐々木 輝 雄
2 就任理事の住所及び氏名	
横手市大森町字大森184番地	柴 田 康二郎
〃 十文字町植田字植田34番地	高 橋 良 一
〃 平鹿町浅舞字新平川142番地	菅 原 孝 孝
〃 雄物川町会塚字大塚109番地	佐 藤 賢 一
〃 平鹿町浅舞字覚町後94番地	長谷川 正 清
〃 平鹿町醍醐字関合67番地	山 田 昇
湯沢市成沢字堤端165番地	佐々木 輝 雄
横手市大雄字一ノ関東35番地 2	高 橋 稔
〃 十文字町睦合字真角102番地 1	菅 原 久四郎
〃 平鹿町下吉田字高口61番地	武 田 一 美
〃 大雄字八柏97番地	佐 井 祐 助
〃 雄物川町東里字水尻39番地	高 橋 茂
3 退任監事の住所及び氏名	
横手市十文字町谷地新田字中村173番地	鈴 木 清 司
〃 増田町増田字福嶋東100番地	長 里 恒 夫
〃 塚堀字般若寺83番地	佐 藤 忠太郎
4 就任監事の住所及び氏名	
横手市増田町増田字福嶋東100番地	長 里 恒 夫
〃 十文字町上鍋倉字勘六村雷17番地	千 田 順 郎
〃 塚堀字般若寺84番地	高 橋 利 光

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、稲川土地改良区から次のとおり役員の内退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名	
湯沢市三梨町字樽木202番地	遠 藤 啓 治
〃 〃 字羽竜46番地	瀬 川 等
〃 〃 字新処80番地	藤 原 隆
〃 川連町字麓56番地	高 橋 忠 雄
〃 駒形町字八面袖沢178番地	佐 藤 政 吉
〃 〃 字三又高村156番地	金 子 隆 志
横手市増田町戸波字羽場106番地	内 藤 宏
湯沢市稲庭町字新屋布17番地	阿 部 正
〃 皆瀬字下雨生102番地	阿 部 正 見
横手市増田町熊淵字飯館52番地 1	佐 藤 勝 利
湯沢市稲庭町字岩城225番地	後 藤 利 市
〃 駒形町字東福寺内田42番地	日 野 哲 作
〃 川連町字万九郎屋布25番地	高 橋 昭 一
〃 〃 字川連96番地	西 成 嘉 一
〃 駒形町字八面西川連199番地	近 野 久
2 就任理事の住所及び氏名	
湯沢市三梨町字羽竜46番地	瀬 川 等
〃 川連町字川連96番地	西 成 嘉 一
〃 駒形町字八面西川連199番地	近 野 久
横手市増田町戸波字羽場106番地	内 藤 宏
湯沢市稲庭町字岩城225番地	後 藤 利 市
〃 駒形町字八面袖沢178番地	佐 藤 政 吉
〃 稲庭町字新屋布17番地	阿 部 正
〃 三梨町字樽木202番地	遠 藤 啓 治
〃 駒形町字東福寺張山16番地	日 野 洋 平

湯沢市川連町字麓56番地	高 橋 忠 雄
3 退任監事の住所及び氏名	
湯沢市稲庭町字新城台78番地1	新 山 富 雄
〃 三梨町字上宿57番地	加 藤 一 雄
〃 駒形町字八面清水田25番地	柴 田 龍 一
4 就任監事の住所及び氏名	
湯沢市駒形町字八面清水田25番地	柴 田 龍 一
〃 皆瀬字下雨生102番地	阿 部 正 見
〃 三梨町字上宿69番地	加 藤 忠 雄

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 契約に係る名称及び数量
秋田県立高等学校 電子計算組織（情報教室）賃貸借 【県北地区】 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県教育庁高校教育課 秋田市山王三丁目1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年8月6日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社アイネックス 秋田市牛島西一丁目4番5号
- 5 契約金額
月額 106,575円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月12日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 契約に係る名称及び数量
秋田県立高等学校 電子計算組織（情報教室）賃貸借 【中央地区】 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県教育庁高校教育課 秋田市山王三丁目1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年8月6日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社アイネックス 秋田市牛島西一丁目4番5号
- 5 契約金額
月額 382,725円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月12日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 契約に係る名称及び数量

- 秋田県立高等学校 電子計算組織(情報教室) 賃貸借 【県南地区】 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県教育庁高校教育課 秋田市山王三丁目1番1号
 - 3 契約の相手方を決定した日
平成24年8月6日
 - 4 契約の相手方の名称及び住所
扶桑電通株式会社秋田営業所 秋田市山王三丁目1番12号
 - 5 契約金額
月額 169,155円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月12日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年8月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 随意契約に係る委託の名称及び数量
緊急配備指揮支援システム増設業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年7月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社 秋田支店 秋田市中通二丁目3番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
43,816,500円
- 6 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に該当するため。